

平成30年度包括外部監査の意見への対応状況

【意見】（令和元年12月時点）

意見	対応内容	所管局
第2 監査の結果及び意見及び意見 2 個人給付型扶助費 2.1 生活保護扶助費 2.1.3 組織体制 社会福祉主事資格の非所有 査察指導員及び現業員について社会福祉主事有資格者を配置するとともに、現に社会福祉主事資格を有しない者については、同資格認定通信課程を受講する等により資格を取得させるよう努めるべきである。全国的な平均値よりは高い数値であるが、全ての現業職員が社会福祉主事資格を有するよう努められたい。 （報告書34ページ）	社会福祉主事資格取得に係る通信課程の受講に関しては、受講を希望するものが全員公費負担で受講できるよう予算を確保しており、引き続き、社会福祉主事資格認定通信課程の受講勧奨を行うよう、令和元年5月15日開催の区・支所生活福祉課長会において周知し、徹底を図った。	保健福祉局
第2 監査の結果及び意見 2 個人給付型扶助費 2.1 生活保護扶助費 2.1.3 組織体制 現業員配置数の不足 社会福祉法第16条では、被保護世帯の数が240世帯以下である場合において現業員は3名とし、これが80世帯増加するごとに現業員を1名加えるものとしている。しかし、社会福祉法第16条に基づいて計算した標準数に対して実際の現業員の配置数が不足している福祉事務所が存在している。 被保護者世帯の状況に応じて貴重な人員資源を効果的・効率的に投じる工夫・姿勢がなされている点は評価できるが、標準数を下回らない人員配置の体制構築を早急に検討されたい。 （報告書35ページ）	社会福祉法に規定する標準数に応じた人員配置の体制構築について必要な検討は行うが、本市の人員情勢は依然として厳しい状況である。	保健福祉局
第2 監査の結果及び意見 2 個人給付型扶助費 2.1 生活保護扶助費 2.1.4 支給に至るまでの事務 受理兼処理簿の様式見直し 受理兼処理簿の統一様式はあるものの、福祉事務所や係ごとに使用している様式が微妙に異なっている上、様式で求めている記載がなされていない例が見受けられた。部署異動したケースワーカーが様式の違いに困惑するため、意見を聞いた上で様式を統一されてはどうか。少なくともそこで記載を求める事項については記載を完結されたい。 （報告書43ページ）	平成31年2月、同年3月及び令和元年5月開催の保護係長会議における意見を踏まえ、一時扶助申請書の受理兼処理簿の運用方法及び様式の見直しを行い、令和元年9月26日付けで各区役所・支所保健福祉センターに対し、通知を行った。	保健福祉局
第2 監査の結果及び意見 2 個人給付型扶助費 2.1 生活保護扶助費 2.1.4 支給に至るまでの事務 年度をまたぐ進行管理の徹底 京都市の会計年度は3月末で終了するかもしれないが、生活保護の事務は年度末に関係なく継続するのであるから、年度末の異動の場合は間違いなく後任に引き継いで記載を完了されたい。 （報告書43ページ）	異動時の後任への引継ぎは漏れなく行うこととするよう、令和元年5月15日開催の区・支所生活福祉課長会において周知し、徹底を図った。	保健福祉局

第2 監査の結果及び意見 2 個人給付型扶助費 2.1 生活保護扶助費 2.1.4 支給に至るまでの事務 扶養調査の要否検討の記載 重点的扶養能力調査対象者に該当するかによって、扶養能力調査の強度には当然に差が生ずる。該当しない場合であっても検討の経過及び判定については事務連絡「生活保護問答集について」のとおり、保護台帳及びケース記録等に明確に記載する必要がある。 (報告書 46 ページ)	引き続き、保護台帳のフェイスシートの整備や訪問時等の聞き取りの徹底を行うよう、令和元年5月15日開催の区・支所生活福祉課長会において周知し、徹底を図った。	保健福祉局
第2 監査の結果及び意見 2 個人給付型扶助費 2.1 生活保護扶助費 2.1.4 支給に至るまでの事務 別世帯のケースファイル資料の混入 照会で取り寄せた他福祉事務所のケース記録は内容確認後は必要な資料のみ写しを残し、原本は元の福祉事務所に返還しなければならない。保護歴が長期間に亘っている被保護者世帯のケースファイルは非常に分厚くなっているが、引継ぎ者は全てに目を通すよう努められたい。 (報告書 56 ページ)	引継ぎの際、ケースファイルの全てに目を通すよう努めるよう、令和元年5月15日開催の区・支所生活福祉課長会において周知し、徹底を図った。	保健福祉局
第2 監査の結果及び意見 2 個人給付型扶助費 2.1 生活保護扶助費 2.1.6 開始後調査 電話・メール等による連絡・報告聴取の積極評価 生活保護法第28条第1項の趣旨である被保護者の生活状況の確認を全うするためには、訪問調査に付随する連絡・報告聴取の方法も、訪問調査を充実させるために有用な手段と思われる。訪問調査に付随する連絡・報告聴取の方法を訪問調査の代替としてはならないことを当然の前提とした上で、訪問調査を更に充実させるために、本文中の訪問調査に付随する連絡・報告聴取の方法を参考にし、訪問調査の準備のため等の電話・メール等による確認の積極評価を検討されたい。 (報告書 67 ページ)	厚生労働省社会・援護局長通知第12ー1において、「要保護者の生活状況等を把握し、援助方針に反映させることや、これに基づく自立を助長させるための指導を行う目的として、世帯の状況に応じ、訪問を行うこと」とされており、訪問を電話等に変えることは同通知に反するため、積極評価することはできない。引き続き、訪問による世帯状況の把握、状況に応じた指導援助を行う。	保健福祉局
第2 監査の結果及び意見 2 個人給付型扶助費 2.1 生活保護扶助費 2.1.8 指導及び指示 ケースワーカーへの状況説明者・助言者としての専門職の活用 被保護者が専門的な知見を要する課題を抱えている場合に、その課題が複合的かつ専門的な課題である場合も多い。被保護者やケースワーカーがそのような課題に関する専門職の専門的な知見を利用することが考えられるため、被保護者とケースワーカーへの助言者として保健師・看護師・薬剤師・理学療法士など（主に後二者）の専門職の更なる活用を検討されたい。 (報告書 75 ページ)	頻回受診、医薬品の重複処方等のチェックについては、医療扶助相談支援員（保健師）を活用している。さらに、向精神薬重複処方解消の取組において保健師及び看護師を活用しており、今後、薬剤師等の活用も検討していく。	保健福祉局

第2 監査の結果及び意見 2 個人給付型扶助費 2.1 生活保護扶助費 2.1.8 指導及び指示 権利擁護ネットワーク会議の利用 被保護者の抱える問題についてケースワーカーが問題解決能力を高めるために専門的な知見を得ることが必要な場合に、定期的に活用できる方法がある。本文で記載した京都市内の全区で高齢者に関するものとして開催されている「権利擁護ネットワーク会議」の利用である。開催場所は主に各区の区役所庁舎であり、極めて近い。 ケースワーカーが高齢世帯について地域包括支援センターとの既存の連携を更に充実させ、問題解決能力を高めるために、既存の権利擁護ネットワーク会議におけるケース検討などを利用して、同会議出席者の専門職からの助言を受けたり、実践的な知見を得るなどの方法を検討されたい。 (報告書 75 ページ)	高齢世帯に課題がある場合は、地域包括支援センターとの既存の連携を更に充実させ、権利擁護ネットワーク会議の利用等を検討するよう、令和元年5月15日開催の区・支所生活福祉課長会において周知し、徹底を図った。	保健福祉局
第2 監査の結果及び意見 2 個人給付型扶助費 2.1 生活保護扶助費 2.1.8 指導及び指示 京都市成年後見支援センターの活用 被保護者の抱える問題について専門的な知識が必要な場合に、その問題が成年後見制度の利用に関連する場合には、現在京都市長寿すこやかセンター内に設置されている京都市成年後見支援センターを活用してはどうか。 京都市における京都市成年後見支援センターは運営に京都弁護士会・リーガルサポート京都支部・京都社会福祉士会が協力しており、被保護者やその家族・支援者に対して成年後見に関する専門的な助言等を行う専門相談事業を行っている。被保護者の抱える問題の解決に成年後見制度に関する専門的な知識を要する場合には、被保護者やケースワーカーがこのような専門職の意見を聞ける場所を活用されたい。 (報告書 76 ページ)	成年後見制度の利用に専門的な知識が必要な場合は、京都市成年後見支援センターの活用を検討するよう、令和元年5月15日開催の区・支所生活福祉課長会において周知し、徹底を図った。	保健福祉局
第2 監査の結果及び意見 2 個人給付型扶助費 2.1 生活保護扶助費 2.1.9 ケース診断会議 ケース診断会議実施要綱の見直し ケース診断会議実施要綱は昭和61年10月11日に策定されたものであり、同要綱で取り上げるべきとするケースと生活保護ケースワーカー業務の手引きとの間で齟齬が生じている。速やかにケース診断会議実施要綱を見直し、実務との齟齬を是正されたい。 (報告書 78 ページ)	ケース診断会議実施要綱の見直しを検討中である。	保健福祉局
第2 監査の結果及び意見 2 個人給付型扶助費 2.1 生活保護扶助費 2.1.10 保護の停止及び廃止 資産状況の把握 遺留2のケースでは生活保護受給者として不相当な額の預金が発見されており、資産調査を行ってはいるものの受給者の資産状況把握が十分でなかった点は否めない。再発しないよう各種の手立てを講じられたい。 (報告書 83 ページ)	資産申告書を徴取した際、預貯金がある場合には、厚生労働省社会・援護局保護課長通知問第3の18に基づいた対応を行うよう、令和元年5月15日開催の区・支所生活福祉課長会において周知し、徹底を図った。 なお、資産申告書の徴取によっても、預貯金等の資産状況把握が十分でないと判断される場合については、生活保護法第29条に基づく金融機関等への調査を実施している。	保健福祉局

第2 監査の結果及び意見 2 個人給付型扶助費 2.1 生活保護扶助費 2.1.12 保護費の返還及び徴収 不実な金銭費消への対応について 生活保護法 63 条による収入未済のケースについて、ケースワーカーが事前に説明を行い、さらに被保護者の債務承認・返還誓約書が整っているにも関わらず、訪問の間隙を突いて遡及年金を費消する行為は補足性の原理を逸脱している。 費消されてしまった後では回収の見込みが低くなる半面、被保護者が障害を有している場合には事前に把握することが困難な場合もある。そこで、そのような不実な金銭費消を未然に防止するために、この点について疑義があり、かつ入金日が明確な場合には、入金日に実効的な対応が可能となるよう各種方策を検討されたい。 (報告書 90 ページ)	入金日及び入金額を把握するためには、被保護者の協力が必要であるとともに、入金日が判明するのは入金日の直前であり、入金日に実効的な対応が可能となるような方策は困難である。しかしながら、事案発覚後、速やかに法第 63 条の決定をとるとともに、費消した場合は分割で返還金を納付し、最低生活費を割った生活となるため費消しないよう指導し、引き続き債権回収に努めるよう、令和元年 5 月 15 日開催の区・支所生活福祉課長会において周知し、徹底を図った。	保健福祉局
第2 監査の結果及び意見 2 個人給付型扶助費 2.1 生活保護扶助費 2.1.12 保護費の返還及び徴収 収入申告義務確認書の同一筆跡 収入申告義務の確認書は任意に提出を求めるものであるが、被保護者に対し収入申告の必要性和重要性をしっかりと説明して理解を得た証となるものであるから、特に稼働年齢層による確認書の署名は各人自ら署名してもらうよう努められたい。 (報告書 91 ページ)	意見のとおりのお取扱いに努めるよう、令和元年 5 月 15 日開催の区・支所生活福祉課長会において周知し、徹底を図った。	保健福祉局
第2 監査の結果及び意見 2 個人給付型扶助費 2.1 生活保護扶助費 2.1.12 保護費の返還及び徴収 ケース診断会議議事録の保管 ケースファイルには重要な資料が綴られるべきであり、案件を引き継いだケースワーカーが過去の経緯や判断根拠を理解することができるよう、ケースファイルから 5 年経過時点でケース診断会議録を外す処理は行わない方がよいと考える。 (報告書 93 ページ)	意見のとおりのお取扱いに努めるよう、令和元年 5 月 15 日開催の区・支所生活福祉課長会において周知し、徹底を図った。 あわせて、ケース診断会議実施要綱の見直しにおいて、診断会議録の要旨を保護記録に記載するよう要綱に規定する予定である。	保健福祉局
第2 監査の結果及び意見 2 個人給付型扶助費 2.1 生活保護扶助費 2.1.12 保護費の返還及び徴収 福祉事務所内での支援業務と債権回収事務の役割の分離 廃止案件の債権回収は本庁が取り扱うため、廃止案件ではない継続案件の債権回収について、福祉事務所内での支援業務と債権回収事務との「役割の分離」を検討されたい。すなわち、継続案件かつ外部委託を行わない債権回収案件のうち、特に役割の分離の必要性の高い案件について、その高い必要性の有無を現場のケースワーカー等が判断するなどして、福祉事務所内での支援業務と債権回収事務との「役割の分離」を行う方策を検討されたい。 (報告書 94 ページ)	訪問等で把握した世帯の状況を踏まえた納入指導を行う必要があることから、生活保護受給中の世帯に対する納入指導はケースワーカーが行うこととしている。 また、債権整理支援についても、生活支援・生活指導の一環としてケースワーカーに求められている役割であることから、ケースワーカーが行うこととしている。	保健福祉局

第2 監査の結果及び意見 2 個人給付型扶助費 2.1 生活保護扶助費 2.1.12 保護費の返還及び徴収 市外転出者債権額の把握 現在、各福祉事務所における最大の保護廃止理由「転出」には、市外への転出の他、市内の他行政区への転出も含まれている。そのため、本庁では転出合計の債権額も市外転出者債権の額も把握可能な状態にはなっているものの、特に市外転出者及びその者に対する債権の額についてのデータの整理が十分とはいえない。 市内への住所移転であれば京都市は保護内容や債権回収努力を引き継げるが、市外への住所移転では引き継げない。債権回収業務の基礎資料として、また、債権回収業務を法律事務所等の外部に委託するなどの際の基礎資料として活用しやすくするために、市外転出者及びその者に対する債権の額のデータの整理を実行されたい。 (報告書 96 ページ)	市外への転出により、保護廃止となった債務者については、保健福祉局生活福祉課に所属する適正化推進支援員が作成している滞納者一覧（各区・支所ごとのエクセル表）の中で把握しており、滞納額も含め、データ管理を行っている。また、例年行っている市外転出者への訪問外部委託依頼の際も、上記の滞納者一覧を活用して依頼している。	保健福祉局
第2 監査の結果及び意見 2 個人給付型扶助費 2.1 生活保護扶助費 2.1.14 金銭等の管理 遺留金品の通帳と印鑑の保管場所の統一 被保護者死亡の場合、通帳と印鑑とを同じ場所に保管していても、当該通帳の金融機関に被保護者の死亡連絡を行い、口座凍結の確認さえ行っていれば、万が一通帳と印鑑について同時に盗難の被害にあっても、口座からの不当な引き出しは不可能である。 現金・通帳は厳重な保管場所に保管されているのであるから、被保護者死亡の場合に通帳と印鑑を分けて保管する必要はなく、生活保護遺留金品取扱要領において、遺留金品である印鑑も現金・通帳と同じ厳重な保管場所に保管できることを明示してはどうか。 (報告書 103 ページ)	意見のとおりのお取扱いとするよう、「保健福祉センターにおける被保護者等の金銭等管理事務取扱要綱」の改正を行い、令和元年6月12日に各保健福祉センターに周知を行った。	保健福祉局
第2 監査の結果及び意見 2 個人給付型扶助費 2.1 生活保護扶助費 2.1.14 金銭等の管理 相続人調査の経過の生活保護記録への記載 伏見及び醍醐の個別のケースにおいて、相続人調査の過程が生活保護記録上に記載されているものが少なかった。引継ぎが行われず、前任者の調査の過程が見えないため、調査が進んでいないと思われるものが散見される。第二の山に分類されるケース記録において、被保護者死亡後の生活保護廃止の記載の後に、相続人調査の経過を記載し、第三の山には相続人調査の過程で取得した戸籍や法定相続人の相続放棄・承認の関係資料を添付するなどされたい。 この状況は、処理が進んでいた下京福祉事務所も含め、伏見及び醍醐の福祉事務所に限られないと推測される。業務の効率化の観点から、生活保護記録での統一的な記載の運用を検討されたい。 (報告書 104 ページ)	相続人代表者への引渡手順の整備等と合わせて課題整理し、周知を図るよう運用案を検討中である。	保健福祉局

第2 監査の結果及び意見 2 個人給付型扶助費 2.1 生活保護扶助費 2.1.14 金銭等の管理 相続人代表者への引渡し手順の整備と法定相続人への手紙の文案の修正 業務の効率化及びケースワーカーあるいは査察指導員の負担軽減の観点から、統一的な引渡しの手順と書式が現在定められているが、既存の手順と書式の文面の更なる整備を行うことが望ましい。 この点、生活保護における遺留金品の相続人代表者への引き渡しの手順は、成年被後見人死亡後の相続財産を元成年後見人が相続人代表者へ引き渡す手順とほぼ同じである。 そして、遺留金品を法定相続人の保管代表者に引き渡す場合の手順と書式に関しては、京都市の他の事業において参考になる書式と手順が存在する。すなわち、市民後見人の養成について京都市の委託を受けた京都市成年後見支援センターが、市民後見人が被後見人死亡後に行う際の事務として、相続人らに対する連絡文書など、連絡から引き渡しまでの各書式（法定相続人に対する相続放棄・単純承認の説明文も付している連絡書を含む。）と手順を整備し、運用している。統一的な引渡しの手順と書式の更なる整備を行うにあたり、参考にされたい。 また、上記の場合に、手順と書式を定めてもなお判断が困難なときには、弁護士・司法書士への事務の委託も検討されたい。 （報告書 105 ページ）	京都市成年後見支援センターから「京都市市民後見人 活動マニュアル」の提供を受け、現在、本市における運用案を検討しているところである。今後、弁護士等から法的な課題を確認したうえで運用を確定し、各保健福祉センターへ周知を図る予定としている。	保健福祉局
第2 監査の結果及び意見 2 個人給付型扶助費 2.2 特別障害者手当 2.2.5 支給事務 事務効率化 京都市は政令指定都市で唯一台帳管理が電子化されていないが、導入費用の見積はそれ程多額とは思われない。行政のコスト削減として、最も優先すべきは業務のデジタル化による省力化であり、従来の手法に囚われることなく積極的にデジタル化を推進されたい。 （報告書 111 ページ）	台帳管理の電子化について、システム導入に向け、検討している。	保健福祉局
第2 監査の結果及び意見 2 個人給付型扶助費 2.2 特別障害者手当 2.2.5 支給事務 住基情報の異動確認 毎月の異動リストに特別障害者手当の受給者がいないか、担当者の記憶を頼りに目視チェックするのは、非効率的である上、どうしても見落としのリスクがある。 手順としては本来逆で、特別障害者手当受給者(停止者)のリストを住基情報を管理する部門に毎月予め送付し、該当者の異動情報を住基情報管理部門から各区・支所の担当者へ伝達する仕組みが構築されるべきである。 （報告書 111 ページ）	住所や氏名変更の届出について、特別障害者手当認定通知書や毎年提出を求める現況届に係る同封書類等において、年度内に数回にわたり注意喚起、情報発信に努めているところであるが、台帳管理に係るシステム導入に向けた検討と併せ、同システムにおいて、受給者情報と住基情報を突合できるよう、仕様の調整を検討している。	保健福祉局
第2 監査の結果及び意見 2 個人給付型扶助費 2.2 特別障害者手当 2.2.5 支給事務 所得修正情報の入手 所得に変更があった場合でも、課税管理部門から担当課まで情報が連絡される仕組みが構築されていないため、所得修正の申出が漏れていた場合等、所得超過となった対象者の受給を見逃している可能性がある。公正かつ公平な給付となるよう、所得変更があった場合に適正に対応出来るよう対策を講じられたい。 （111 ページ）	所得変更については、法令に基づき、毎年度、現況届の提出を求めているところであるが、より適正に対応できるよう台帳管理に係るシステム導入に向けた検討と併せ、同システムにおいて、受給者情報と所得情報を突合できるよう、仕様の調整を検討している。	保健福祉局

第2 監査の結果及び意見 2 個人給付型扶助費 2.2 特別障害者手当 2.2.6 返還金等 不正受給の防止策 返還金の発生は、事務作業が煩雑化し、回収事務に時間と労力を要し、 ともすると返還金の回収ができない事態に陥る可能性がある。どのよう にすれば返還金を発生させないかという点に重点をおき、経済性・効率 性を追求する努力をしていただきたい。 費用対効果を考慮の上であるが、現況調査後の一定時期に受給者の医 療費や介護に関する情報を入手する等の方法が考えられよう。受給者 に対しては今以上の注意喚起、情報発信を行うなど、徹底した管理運営 が望まれる。 (報告書 113 ページ)	手当の返還金を発生させないために、特別障害者手当認定通知書 や手当額の改定に際し送付する通知書、毎年提出を求める現況届に 係る同封書類等において、年度内に数回にわたり注意喚起、情報発 信に努めている。加えて、今後は、現状の特別障害者手当改定通知 書において、届出についての記載はあるものの、施設入所や入院が 3箇月以上となった場合は資格喪失となることや、返還金が発生す る場合があることの記載がないことを改めるなど、受給者に対して 今以上の注意喚起、情報発信を行う。	保健福祉局
第2 監査の結果及び意見 2 個人給付型扶助費 2.3 児童手当給付費 2.3.5 返還金の状況 過年度所得修正情報の把握 現制度では全ての児童保護者が支給対象となっているものの、所得の 多寡により支給額は増減する可能性がある。過年度税異動についても返 還金の発生要因となりうるため、過年度所得修正のリスト出力と返還の 検討を実施されたい。 (報告書 119 ページ)	過年度所得修正のリスト出力については、過年度税異動に対応し たシステム改修が必要であるため、新たな費用が発生することとな る。修正申告はあまり件数がないことから、システム改修による対 応については、費用対効果を見極めつつ、検討を行う必要がある。 なお、「返還」については、事象が発生次第、返還事務を行って いる。	子ども若者は ぐくみ局
第2 監査の結果及び意見 2 個人給付型扶助費 2.4 児童扶養手当給付費 2.4.5 給付手続の検討 過年度所得修正情報の把握 過年度税異動についても返還金の発生要因となりうるため、過年度所 得修正のリスト出力と返還の検討を実施されたい。 (報告書 126 ページ)	過年度所得修正のリスト出力について検討したところ、新たな費 用負担なく対応が可能であったため、令和元年6月出力分から、当 月に異動があった過年度2箇年分の所得をリストの出力対象に加え た。	子ども若者は ぐくみ局
第2 監査の結果及び意見 2 個人給付型扶助費 2.4 児童扶養手当給付費 2.4.6 給付実務の検討 受付簿の様式統一 各区・支所での受付簿に最低限記載すべき事項及び運用を設定するこ とが望ましい。 (報告書 129 ページ)	各区・支所の児童扶養手当担当者に対し、改めて様式の送付を行 い、共通様式で運用することとした。	子ども若者は ぐくみ局
第2 監査の結果及び意見 2 個人給付型扶助費 2.4 児童扶養手当給付費 2.4.6 給付実務の検討 差止理由の正確な記録と分析 差止という決定を下している以上、差止理由に「実態調査を要する」 と記載するのは、実態を把握できていないと捉えられかねず適切でない と考える。差止事案の3分の1を占めるに至っており、極力使用は控 えるべきである。 また、差止に至ったケースの分析を行うべきである。分析の基礎とな る差止の理由は差止に至る傾向や対応を検討する際に役立つように設定 することが望まれる。 (報告書 133 ページ)	システムパッケージ仕様の都合、「実態調査を要する」の記載変 更ができないことから、今後は差止処理に当たっての理由の選択の 際に、「市外転出」、「婚姻・事実婚の開始」等既設の具体的な項 目を積極的に活用するとともに、区・支所で把握している世帯状況 を可能な限り備考欄に記載することで、子ども家庭支援課において も差止理由を把握できるよう努める。 なお、差止処理自体が、受給者が提出しなければならない届を提 出しない場合に過誤払い等の抑止のために実施するものである。過 誤払い金の発生理由については、債権管理において把握しており、 今後、差止に至る傾向分析などにも活かしていく。	子ども若者は ぐくみ局

第 2 監査の結果及び意見 2 個人給付型扶助費 2.5 小・中学校就学援助費 2.5.5 支給事務 認定通知の控の保管なし 学校は認定決定のあった保護者に対して「就学援助制度の認定通知」の書面を送付して認定された旨を通知しているが、その控を学校に保管されていない学校が4校中2校あった。認定の通知を行った事実を後から検証できるという観点から、保護者に交付した就学援助制度の認定通知の控を保管しておくことが望ましい。 (報告書 152 ページ)	今後は、認定の通知を行った事実を検証できるよう、保護者に交付した「就学援助制度の認定通知」の控を保管することを検討している。	教育委員会事務局
第 2 監査の結果及び意見 2 個人給付型扶助費 2.5 小・中学校就学援助費 2.5.5 支給事務 認定不可となった際の記録なし 保護者からの申請のうち、支給要件の審査で不認定となったものについては、申請書類を全て保護者に返却され控えや記録も取っておらず、後から適切な判断が行われたかどうか検証することができない学校が4校中3校あった。適切な判断が行われたかどうかの検証可能性という観点からは、判断に用いた書類は保管しておくことが望ましい。 (報告書 152 ページ)	令和元年度から不認定が適切に行われたかを検証できるように、申請書類は保護者に返却せず学校の保管とし、保護者へは新たに作成した「不認定通知」により通知することとした。	教育委員会事務局
第 2 監査の結果及び意見 2 個人給付型扶助費 2.5 小・中学校就学援助費 2.5.5 支給事務 不認定の通知が口頭のみ 就学援助の認定判断で不認定となった場合、不認定である旨を通知する所定の書面の書式はなく、また口頭か書面等通知の方法も決まっていない。書面を交付せず電話等口頭のみで保護者に連絡している学校が4校中3校あった。不認定の通知を行ったという事実の記録や、保護者からの不服申立の可能性とトラブルの回避という観点から、不認定の場合の通知を所定の書面で交付し、控えを保管しておくことが望ましい。 (報告書 152 ページ)	従前は、就学援助の認定判断で不認定となった場合、不認定を通知する書面の書式がなく、保護者への通知方法も示していなかったが、令和元年度からは、新たに作成した「不認定通知」を交付して保護者へ通知することとした。	教育委員会事務局
第 2 監査の結果及び意見 2 個人給付型扶助費 2.5 小・中学校就学援助費 2.5.5 支給事務 支給明細書作成事務の効率化 就学援助利用者が多数に上る学校では、就学援助費個人支給明細書の年度内交付が多大な事務負担となっている。パソコンの技術・スキルを活用して事務を効率化している例を示すなどにより、各校の事務効率化を進めるよう検討されたい。 (報告書 153 ページ)	今後は、パソコンの技術・スキルを活用して事務の効率化を進めている例を研修等で共有するなど各校の事務効率化の推進を検討していく。	教育委員会事務局
第 2 監査の結果及び意見 2 個人給付型扶助費 2.5 小・中学校就学援助費 2.5.8 他都市との比較 認定期間のズレによる不要な就学援助の支出 前年の所得水準が上がるなど生活状況が改善した世帯に対して4月～6月分の就学援助を支給する必要はないと考えられる。認定期間を4月～3月末までと設定すれば、7月更新時に継続とならなかった受給者について支給をしないようにすることができる。 認定時期と支給時期を調整できれば削減可能な経費であるため、支給要綱の改訂を検討されたい。 (報告書 163 ページ)	本市の就学援助の継続認定者の認定期間は、所得情報が6月に確定することから、より厳密な所得審査を行うために7月1日～翌年6月30日までとしている。 7月更新時に継続認定とならなかった受給者への4月～6月分の就学援助費の支給は、7月～翌年6月末までを適切な認定期間としているため、その間の支給は、義務教育を円滑に資するための必要な援助と認識している。 なお、新規の4月認定者の認定期間は、平成30年度までは、前年所得で4月～翌年6月末までの1年3ヶ月間認定をしていたが、平成31年度からは前々年所得で4月～6月末まで認定、その後、6月に前年所得で7月～翌年6月末までを認定することに変更している。 今後も、他都市や国の状況を注視し、適正な就学援助事務が進められるよう努めていく。	教育委員会事務局

第2 監査の結果及び意見 3 医療費減免型扶助費 3.1 生活保護扶助費（医療扶助） 3.1.5 モニタリングの状況 継続医療要否意見書の原則徴収 頻回受診の可能性が疑われる「本来の受診状況把握対象者」に該当した場合、医療扶助運営要領が原則的手続として求めている継続医療要否意見書を事前に受領した受診行為のみ医療券を発行することとしてはどうか。 （報告書 179 ページ）	令和元年度生活保護法施行事務監査の医療・介護扶助担当ヒアリングにおいて、継続医療要否意見書の確認を徹底するよう、個別に周知を図っている。	保健福祉局
第2 監査の結果及び意見 3 医療費減免型扶助費 3.1 生活保護扶助費（医療扶助） 3.1.5 モニタリングの状況 活動もしくは報告が十分でない医療扶助相談支援事業 深草福祉事務所の医療扶助相談支援事業は提出資料を見る限り実施が十分でなく、福祉事務所への報告も十分になされているとは言い難い。同制度の十分な活用が求められる。 （報告書 185 ページ）	平成 31 年 2 月 26 日に保健福祉局生活福祉課と深草支所で個別協議を実施し更なる活用を求めるとともに、医療扶助相談支援員に対して、支援内容の報告書を漏れなく作成し福祉事務所に提出するよう指導した。 また、平成 31 年 4 月以降は医療扶助相談支援員の週間派遣日数を半日から 1 日に増やし、これまで以上に活用した結果、実績も増加している。	保健福祉局
第2 監査の結果及び意見 3 医療費減免型扶助費 3.1 生活保護扶助費（医療扶助） 3.1.6 小括 専門職の活用（専門職の訪問相談との組み合わせ） 不要な医療扶助費を削減する現実的かつ実践的な方法として、本文中に示した方法を参考に、被保護者とケースワーカーへの助言者として保健師・看護師・薬剤師・理学療法士など（主に後二者）の専門職の更なる活用を検討されたい。 薬剤師に関していえば、向精神薬にとどまらず、重複処方・過剰処方が疑われるケース一般について広く活用されるべきである。被保護者の自宅での服薬状況の直接確認やその状況の資料化、薬局への情報共有を更に積極的に行うだけではなく被保護者が通院する医療機関への情報共有も更に積極的に実施すべきである。更なる活用にあたり既存の医療扶助相談支援事業の規定する範囲が不十分な場合にはその拡充を図られたい。 （報告書 187 ページ）	頻回受診、医薬品の重複処方等のチェックについては、医療扶助相談支援員（保健師）を活用している。さらに、向精神薬重複処方解消の取組の中で、保健師及び看護師を活用する取組を実施しており、今後、薬剤師等の活用も検討していく。	保健福祉局
第2 監査の結果及び意見 3 医療費減免型扶助費 3.2 重度障害老人健康管理助成費 3.2.3 手続 所得修正情報の入手 所得に変更があった場合でも、課税管理部門から担当課まで情報が連絡される仕組みが構築されていないため、所得修正の申出が漏れていた場合等、所得超過となった対象者の受給を見逃している可能性がある。公正かつ公平な給付となるよう、所得変更があった場合に適正に対応出来るよう対策を講じられたい。 （報告書 192 ページ）	認定申請時の説明に加え、窓口で配布する「重度障害老人健康管理費支給制度のしおり」に、所得の状況に変更があったときは区役所等に届け出るよう記載し、周知している。 また、令和元年度より、「健康管理費支給認定通知書」にも、所得の状況に変更があったときは区役所等に届け出るよう文言を追加することにより、所得変更があった際の届出の必要性についての周知を徹底する。	保健福祉局
第2 監査の結果及び意見 3 医療費減免型扶助費 3.3 自立支援医療費（更生医療） 3.3.3 手続 所得修正情報の入手 所得に変更があった場合でも、課税管理部門から担当課まで情報が連絡される仕組みが構築されていないため、所得修正の申出が漏れていた場合等、所得超過となった対象者の受給を見逃している可能性がある。公正かつ公平な給付となるよう、所得変更があった場合に適正に対応出来るよう対策を講じられたい。 （報告書 195 ページ）	平成 31 年 3 月 28 日付けで京都市自立支援医療費（更生医療）支給認定実施要綱を改正し、自立支援医療受給者証（更生医療）及び自己負担上限額管理票の注意事項に所得の状況に変更があったときは、区役所等に届け出るよう文言を追加することにより、対象者への所得変更があった際の届出の必要性について周知を図った。	保健福祉局

第2 監査の結果及び意見 3 医療費減免型扶助費 3.4 重度心身障害者医療費支給事業 3.4.2 支給要件 所得修正情報の入手 所得に変更があった場合でも、課税管理部門から担当課まで情報が連絡される仕組みが構築されていないため、所得修正の申出が漏れていた場合等、所得超過となった対象者の受給を見逃している可能性がある。公正かつ公平な給付となるよう、所得変更があった場合に適正に対応出来るよう対策を講じられたい。 (報告書 199 ページ)	平成 31 年 3 月 28 日付けで京都市重度心身障害者医療費支給条例施行規則を改正し、受給者証の注意事項に所得の状況に変更があったときは、市長に届け出るよう文言を追加することにより、対象者への所得変更があった際の届出の必要性について周知を図った。	保健福祉局
第2 監査の結果及び意見 3 医療費減免型扶助費 3.5 自立支援医療費（精神医療） 3.5.2 支給要件 所得修正情報の入手 所得に変更があった場合でも、課税管理部門から担当課まで情報が連絡される仕組みが構築されていないため、所得修正の申出が漏れていた場合等、所得超過となった対象者の受給を見逃している可能性がある。公正かつ公平な給付となるよう、所得変更があった場合に適正に対応出来るよう対策を講じられたい。 (報告書 204 ページ)	令和元年 7 月から、自立支援医療（精神通院）の受給対象者宛に受給者証を送付する際、同封するお知らせ文に、「所得の状況等が変わったときは、お住まいの区（支所）の保健福祉センター障害保健福祉課において変更申請が必要となる」旨を追記し、周知を図っている。	保健福祉局
第2 監査の結果及び意見 3 医療費減免型扶助費 3.8 ひとり親家庭等医療費支給事業 3.8.3 手続 過年度所得修正情報の把握 過年度税異動についても返還金の発生要因となりうるため、過年度所得修正のリスト出力と返還の検討を実施されたい。 (報告書 222 ページ)	過年度所得修正のリスト出力については、過年度税異動に対応したシステム改修が必要であるため、新たな費用が発生することとなる。修正申告はあまり件数がないことから、システム改修による対応については、費用対効果を見極めつつ検討を行う必要がある。 なお、「返還」については、事象が発生次第、返還事務を行っている。	子ども若者はぐくみ局
第2 監査の結果及び意見 3 医療費減免型扶助費 3.8 ひとり親家庭等医療費支給事業 3.8.5 受給資格実務の検討 受付簿の整備 受付簿の作成は最終的に受給者とならなかった相談者も含めて記載されることに意義がある（網羅性）。相談者はひとり親家庭の支援を求めて区・支所の窓口を訪れているはずであり、例え受給決定に至らなかったとしても潜在的な受給者となりうるため記録として残しておくことは有用であると考えられる。受付簿は各区・支所で整備運用するこ とが望ましい。 (報告書 225 ページ)	従来から、窓口相談があった場合は、各区・支所において網羅的に記録を残しているが、「受付簿」等の簿冊としているか、ひとり親家庭等医療のみに限らず、児童扶養手当等他制度と共通の記録にしているか等の運用については各区・支所に委ねている。 相談受付の網羅的な記録については、令和元年 8 月 22 日に、全区・支所を対象とした係長会議において、改めて周知を行った。各区・支所においては、本事業の窓口で受け付けた相談内容に応じて児童扶養手当等の他制度につなぐなど、記録の活用を行っている。 今後も、記録の整備運用の手法や活用方法について、各区・支所の相談受付の状況に応じて、検討を行っていく。	子ども若者はぐくみ局
第2 監査の結果及び意見 3 医療費減免型扶助費 3.8 ひとり親家庭等医療費支給事業 3.8.5 受給資格実務の検討 明確な喪失理由のシステム設定 喪失理由を統計として利用するのであれば、喪失理由を分かりやすく設定して同一事象が異なる喪失理由に分かれないようにするなどの対応が求められる。ありがちな喪失理由は別建てすることも検討されたい。 (報告書 228 ページ)	喪失理由は、統計として集計は行っているが、現時点で他の施策等には活用しておらず、また、喪失理由の選択は適切に行っている。喪失理由の設定変更にはシステム改修を行う必要があるが、費用対効果を考え、慎重に検討を行う必要がある。	子ども若者はぐくみ局

第2 監査の結果及び意見 3 医療費減免型扶助費 3.8 ひとり親家庭等医療費支給事業 3.8.5 受給資格実務の検討 受給者証返却の徹底 資格喪失のサンプル中9件が更新時以外の資格喪失案件であるが、このうち3件について受給者証の返却が行われていなかった。1件は受給者に対して返却勧奨している旨の記載があったが、他2件は不明である。 受給者が返却に応じないこともあるだろうが、可能なかぎり返却を徹底されたい。 (報告書228ページ)	従来から、資格喪失となった受給者に対しては受給者証の返却勧奨を行っている（不明の2件についても返還勧奨を行った。）。 受給者証が未返却であっても、資格喪失している場合、アンマッチリストが出力される等のチェックが働くうえ、7月末に更新される受給者証は毎年違う色になっており、表紙に有効期限の記載もあり、京都府外での使用はできないなど、未返却の受給者証をそのまま使い続けることは困難である。 なお、本事業の受給対象はひとり親世帯であり、平日である区役所・支所の開庁時間に来所することが難しい世帯が多く、郵送にて受給者証を返却する場合は費用が掛かることも考慮する必要がある。	子ども若者はぐくみ局
第2 監査の結果及び意見 3 医療費減免型扶助費 3.8 ひとり親家庭等医療費支給事業 3.8.6 返還金の状況 適時の資格喪失処理徹底と債権回収委託の実施 受給者の返還金は資格喪失の時期を逸したことが主要因となり発生する。資格喪失に至る情報を適時に取得する体制構築が必要である。 京都市では現在、非強制徴収債権かつ担当課において債権管理回収業務を専任する職員がいない事業に係る債権について、弁護士へ徴収委託することを予定している。平成30年度、31年度は試行実施期間中とのことだが、平成32年度からは本格実施を予定しているため、回収を期待する。 (報告書229ページ)	受給者の資格情報については、月ごとに住民基本台帳や支払審査機関からの保険情報等と突合しており、基本的な資格情報は適時に取得できる体制を構築している。 ただし、他制度への移行による資格喪失や、随時の所得情報の把握については、本事業の場合、システム改修を必要とするため、費用対効果も含めて引き続き検討を行っていく。 なお、債権回収については、弁護士委託事業の今後の動向を注視しながら、当該事業でも取り入れた体制構築に向け、検討を行っていく。	子ども若者はぐくみ局
第2 監査の結果及び意見 3 医療費減免型扶助費 3.8 ひとり親家庭等医療費支給事業 3.8.7 小括 ジェネリック医薬品に関する記載 ひとり親家庭等医療費の制度は自己負担の全額扶助であり、先発薬に比べて安価であるということを主張しても、ジェネリック医薬品を促す誘因となる可能性は低いのではないか。それよりも、ひとりひとりの意識が国や地方自治体の財政負担の軽減に繋がります、ひとり親家庭等医療費支給制度の維持のためご協力をお願いします、といった、受給者の公共精神に働きかける文言にされてはどうかと進言する。 (報告書230ページ)	令和元年8月1日から使用する新受給者証の作成に当たり、ジェネリック医薬品についての記載欄に、ジェネリック医薬品の利用が本市の財政負担の軽減に繋がることや、本事業の制度維持のためにジェネリック医薬品の利用に御協力いただきたい旨の文言追加を行った。	子ども若者はぐくみ局
第2 監査の結果及び意見 4 施設運営型扶助費 4.7 障害児施設給付費 4.7.6 モニタリングの状況 実地指導数不足への補完的対応 急増する放課後等デイサービス事業所への実地指導数が各種方策を実施してもなお不足してしまう場合、関連団体等とも協力の上で巡回指導的な視察を行うなどして、運営状況の把握に努めることが考えられる。実地指導数の充足が困難な場合でも、様々な補完的方策を検討されたい。 (報告書282ページ)	放課後等デイサービス事業所への実地指導の項目を重要な項目に絞り、1回当たりの時間を短縮することで、1日2箇所の実施を可能にし、実地指導数の充足を図っている。 また、事業所に対する研修会等のあり方を検討するとともに、制度理解を促す仕組みづくりを検討している。	子ども若者はぐくみ局

第2 監査の結果及び意見 4 施設運営型扶助費 4.7 障害児施設給付費 4.7.6 モニタリングの状況 サービス利用保護者へ実施するアンケートの強化 事業所が自己評価のため実施している保護者向けアンケートや、京都市が支援ニーズ把握のため実施している普通学校・総合支援学校在籍児童の保護者アンケートに加え、放課後等デイサービスを利用している保護者に対して、事業所名を明記した上で京都市が直接回答を回収する満足度アンケート調査の実施も、利用者の声を直接拾うことで効果があるとする。サービス品質の向上や事業所実態の把握のため、より効果的な方策を今以上に検討されたい。 (報告書 283 ページ)	放課後等デイサービス事業所利用者に対し、京都市が直接回答を回収する満足度アンケート調査の実施について、現在検討中である。	子ども若者は ぐくみ局
第2 監査の結果及び意見 4 施設運営型扶助費 4.7 障害児施設給付費 4.7.6 モニタリングの状況 通報事案への対応強化 放課後等デイサービスは事業所数や利用者数が増加しており、通報回数も増加していくことが予想されるが、通報対応は実地指導の人的限界を補完しうる機能であるとする。通報に対して機動的に対応することができれば、有効・効率的かつ現実的な事業所モニタリング体制整備が代替的に機能すると思われるため、一定の人員増員を含め体制を強化することが望まれる。 (報告書 283 ページ)	急増する放課後等デイサービス事業所等の適切な運営の確保や事業の質の向上を図るため、平成 31 年 4 月から、放課後等デイサービス事業所を含む児童福祉施設・事業所の監査を担当する職員を 2 名（担当係長 1 名、係員 1 名）増員し、監査の実施体制を強化した。	子ども若者は ぐくみ局